

2009（平成 21）年度

# 年度計画

自 2009（平成 21）年 4 月 1 日  
至 2010（平成 22）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

## 目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 効率化目標の設定及び総人件費改革	1
2. 費用対効果の分析の取組	1
3. 柔軟かつ機動的な組織運営	1
4. 民間委託（外部委託）の拡大	2
5. 随意契約の見直し	2
6. 資産の有効活用等に係る見直し	2
7. 情報化	2
8. 官民競争入札等への対応	3
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等	4
1. 対日投資拡大	4
2. 我が国の中小企業等の国際ビジネス支援	6
〔1〕 輸出促進	6
〔2〕 在外企業支援	12
〔3〕 国際的企業連携支援	15
3. 開発途上国との貿易取引拡大	18
4. 調査・研究等	20
〔1〕 調 査	20
〔2〕 研 究	24
〔3〕 情報発信	32
〔4〕 貿易投資相談	33
III. 財務内容の改善に関する事項	36
1. 自己収入拡大への取組	36
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	36
IV. 予算、収支計画及び資金計画	36
V. 短期借入金の限度額	36
VI. 重要な財産の処分等に関する計画	36
VII. 剰余金の使途	37
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	37
1. 施設・設備に関する計画	37
2. 人事に関する計画	37

## **I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「機構」という）は、組織として、行政改革での議論を踏まえつつ、第二期中期目標や経済産業省独法評価委員会ジェトロ部会で提示されたPDCA サイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチを通じた業務改善と利用者の拡大等を図る。

### **1. 効率化目標の設定及び総人件費改革**

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費について毎年度平均で前年度比 3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年 1%程度の効率化を図るものとする。また、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5%以上を基本とする削減の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

### **2. 費用対効果の分析への取組**

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

### **3. 柔軟かつ機動的な組織運営**

機構本部及びアジア経済研究所（以下「研究所」という）、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、より事業の効率的実施が可能な組織設計を行う。研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。また、「独立行政法人整理合理化計画において指摘されている国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を引き続き実施する。

## 4. 民間委託（外部委託）の拡大

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

## 5. 随意契約の見直し

「独立行政法人における随意契約の見直しについて」（平成 19 年 8 月 10 日付事務連絡。行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局から各府省担当官あて）を受けて、2007 年 9 月に策定した「随意契約見直し計画」を踏まえ、契約の透明性や公平性を確保する観点から、契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）によるものとし、随意契約は真にやむを得ないものに限る。また、透明性の確保等の観点から、契約締結の契約の状況を月ごとにウェブサイト上で公表し、随意契約見直し計画を一層遂行していくべく、随時、フォローアップを行う等、取組を強化する。

## 6. 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する研修施設等について、一般利用への開放等により、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

## 7. 情報化

ジェットロ共通システム基盤の最適化計画に基づき、工程表に沿って着実に最適化プロセスを実行すると同時に、評価、改善を通じた PDCA サイクルを実施することによってシステム基盤の高度化を図る。2009 年度においては、LAN システム更改の準備を行う。

また、政府の情報セキュリティ基本計画に基づき策定した情報セキュリティ規程を遵守し、機構の業務・システム最適化取組方針に基づき CIO 補佐官を活用するなどして、業務効率化・高度化を図る。

- (1) 利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上等を進める。
- (2) 各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を更に充実させる。
- (3) 内部の管理業務等については、「人事給与システム」の運用などにより、作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- (4) 予算管理会計システムの開発について、人員配置を含めた開発体制を整備し、開発に着手する。
- (5) 国内中小企業の相談業務を海外事務所が直接受けるなど国内外事務所のコミュニケーションを円滑化し、業務効率化・高度化を図るために TV 会議システムを導入する。

- (6) 既存の顧客・業務管理システム及びイントラネット・ポータルサイトの在り方に関する方針に沿った対応を行う。

## **8. 官民競争入札等への対応**

「独立行政法人整理合理化計画」におけるジェットロに対する指摘（「事務・事業の見直し」）並びに「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、以下の事業・業務を官民競争入札等の対象とすることが定められたことを受け、①と②については 2009 年度から落札者が業務を実施するための体制を 2008 年度に整えた。2009 年度においては①と②に続き③、④、⑤についてそれぞれ対応するべく、所要の準備を行っていく。

- ① 外国企業誘致担当者育成事業
- ② 見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運營業務
- ③ ビジネスライブラリーの運營業務
- ④ 研究所図書館の運營業務
- ⑤ 環境関連ミッション受け入れ事業

## Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

### 1. 対日投資拡大

#### (1) 基本方針

世界的な経済危機という大きな環境変化はあるものの、「対日直接投資残高を平成 22 年（2010 年）までに対 GDP 比倍増となる 5%程度」とする政府目標の達成に向けて、「対日投資加速プログラム」（2008 年 12 月改定）に基づき、「企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援」、すなわち対日投資のワンストップサービス機能を引き続き果たしていく。この機能のベースとなるのは、内外ネットワークを活用した対日投資案件の発掘・支援活動の継続である。

- ① 我が国産業に新たな技術、ビジネスモデルをもたらす生産性の向上、地域の活性化、生活の質の向上に繋がるような分野を誘致活動の重点分野に引き続き位置づける。環境・省エネ分野については他部との連携を強化する。
- ② 北米、欧州、アジア地域を引き続き発掘・支援活動の重点地域とする。加えて、海外からの資金還流の観点から、中東地域を新たなターゲットとして対日投資の可能性を探っていく。
- ③ 日本国内の地域経済の活性化に向けて、既進出外資系企業の再投資・二次投資への支援を通じて、地域への外資企業のさらなる進出を促進するなど、より積極的に地域への外資誘致に取り組むこととする。
- ④ 対日投資の手段の一つである M&A については、中小企業を含めた国内企業の事業の継続、再生、業績改善及び従業員の雇用確保、海外展開などに資する活動を対象とする。具体的には、調査、セミナー等を通じて外国企業による M&A に対する国内企業のアレルギーを払拭するための活動に取り組む。
- ⑤ 上記の活動を通じ、2009 年度の対日投資発掘・支援件数については、1,200 件以上を目指し、経済波及効果が見込まれる案件および地域経済・中小企業の発展に資する案件を中心に支援する。

#### (2) 活動方針

- ① 国内外における投資案件発掘・支援活動の強化

世界経済が悪化し企業の新規投資に逆風が吹く中、市場状況を見極め、国内外ネットワークを活用し、質の高い投資案件の発掘活動に努める。既存案件に対しても、継続的にきめ細かく支援する。その傍ら、潜在的に「日本は遠い・高い・難しい」と考える外国企業に対して、複数年度にまたがり、継続的な情報提供を実施し、日本への

関心喚起に取り組む。

特に経済波及効果の高い大型の案件や、地域経済やわが国中小企業の発展に貢献する案件については、人員、予算を集中的に投下していく。更に、投資誘致機能強化の観点から、本部及び各拠点間で支援ノウハウを共有・活用し、特に国内においては民間企業出身専門家も活用した企業誘致への取組強化を図る。

また、海外での投資案件発掘・立上げ支援活動をより効果的に支援するべく、テーラーメイド調査の活用および既進出企業の事例蓄積の充実を図る。

## ② 地域への外国企業誘致支援

地域経済の活性化が日本経済の最も重要な課題との認識の下、機構は国内地域への外資誘致を図るべく、大阪本部・貿易情報センター・地方IBSCと連携して地方自治体等の企業誘致活動を全面的にサポートする。

また、地方自治体の要望に基づく支援はもとより、案件の紹介や誘致活動への提言など機構から地域への働きかけを強化する。自治体からの受託事業（海外でのトップセールス、セミナー開催）などを通じて地域の情報を外国企業に向けて発信していく。単独自治体のみならず、複数自治体による「広域連携」の取組を支援する。

## ③ 既進出企業の二次投資支援

政府の「対日直接投資加速プログラム」において、外資系企業の創業期から事業の拡大までをシームレスにサポートする機能の充実が、機構に期待されている。この観点から、第二期中期計画より新たに取り組み始めた既進出外資系企業の二次投資支援を継続して実施する。具体的には、昨年度に引き続き今年度も事業拡張を予定している既進出済み外資企業とわが国企業とのビジネスマッチングを行うとともに、誘致希望自治体との接点の創出に取り組む（自治体ワークショップの開催）。

## ④ M&A 案件への取組

2008年10月に改定された「対日直接投資加速プログラム」でM&Aの取組が新たに設定された。同プログラムに基づき、M&Aに関しては、中小企業を含めた国内企業の事業の継続、再生、業種改善及び従業員の雇用確保、海外展開などに資する案件を中心に取り組むこととする。具体的には、外資アレルギーを払拭し、M&A型の投資を円滑に促進させるための環境整備を実施するために必要な情報、例えば、外国企業によるM&Aが国内企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保などにつながった事例、外国企業の進出動向等の情報を整備し、個々の案件に応じて中小企業、自治体等の関係者に提供する。

あわせて、国内の関係機関（M&A仲介企業、銀行、商工会議所、会計事務所等）と連携して国内企業等に関する情報収集を行い、専門家等に相談しながら、海外（北米、欧州、アジア）の買い案件を支援できる体制を整える。

⑤ 国内外に向けた広報活動

我が国の投資環境の情報整備に努め、引き続き、外国企業の対日投資への関心喚起に取り組んでいく。また、海外においては、我が国の投資歓迎姿勢を積極的にPRすべく、対日投資シンポジウムを開催する。

ウェブサイトやセミナー等を通じて M&A を含む外国企業の進出事例や対日投資がもたらした効果等の情報提供を通じ、メディアやオピニオンリーダーへも働きかけ、我が国の対日投資を歓迎する土壌作りに取り組む。

⑥ 調査および投資環境改善に向けた提言

我が国の投資環境改善に資することを旨として、海外の投資誘致策や投資誘致機関の活動に関する調査を行う。調査の結果は、内閣府や経済産業省等に提示するとともに、政府の対日投資関連の会議等の場でも発表していく。

⑦ 受託事業への対応

交付金が年々減少する中、現状の活動規模を維持していくためにも、機構の対日投資事業を補完し、相乗効果が期待できる受託事業については内容を精査しながら受託していく。また、支援企業や自治体など受益者が特定できる業務については、受益者負担を求めている。

⑧ 施設の効果的な活用

利用する企業の利便性を向上することや他の対日投資事業との連携を更に深めることにより、効果的な施設運営を行う。

⑨ 市場化テスト

昨年度の市場化テストの結果を踏まえ、民間事業者の創意工夫を活用して、対日投資担当者誘致スクール事業を実施する。

## 2. 我が国の中小企業等の国際ビジネス支援

### 〔1〕輸出促進

#### ●輸出促進（農林水産を除く）

##### （1）基本方針

###### ① 情勢認識

原油、穀物を始めとする資源価格の高騰、米国に端を発するサブプライム問題の波及などの世界的な経済の不安定化要因の影響を受け、我が国経済も減速傾向が強まっている。特に地域経済は、都市部に比べて景気後退の影響を強く受けており、都市部と地域の格差拡大の顕在化が社会的な問題となっている。

さらに、地域経済の基盤を支える中小企業は、世界的な景気後退の影響に加えて、少

子高齢化の進展、人口減少に伴う国内市場の変化・縮小といった我が国が抱える経済・社会問題の影響にも直面している。

このような状況の中、我が国中小企業が引き続き健全な発展を遂げ、地域経済の屋台骨の役割を果たしていくには、国内市場で培った高い技術、ノウハウを武器に海外の有望市場に打って出て、新たな市場、顧客を開拓する必要に迫られている。係る状況下、我が国政府としても、「地域資源活用促進プログラム」(2007年5月)、「新経済成長戦略大綱」(2007年6月)、「農商工連携」(2007年10月)、「地域力連携拠点」(2008年5月)などの中小企業振興を重要政策課題の一つと位置付け取り組んでいるところであり、機構としては、一連の施策に則って、国内外のネットワークを活かした中小企業等の海外販路の開拓支援を従来以上に強力に推進することが求められている。

## ② 事業の企画・実施に係る考え方

2009年度は、こうした機構に対する期待を踏まえ、中小企業が弱いとされる海外市場におけるネットワークの補完、BRICs等新興市場及び欧米・アジアの主要マーケットの開拓に資する情報提供と具体的な商談機会の提供、さらには、地域のOnly One企業など地域経済を支える優良企業への個別支援の強化に、(独)中小企業基盤整備機構等関係機関との連携を図り、重点的に取り組む。

そのため、国内・地域においては、貿易情報センターを通じ関係機関との積極的な連携を図り、地域の有望中小企業、Only One企業の掘り起こし・支援体制を強化するとともに、全国レベルでも業界団体、業種横断的な経済団体等のニーズを踏まえた戦略的な見本市出展等の事業を展開する。

海外においては、海外コーディネーターを活用したマーケット情報の収集と提供、国内で発掘した有望中小企業の個別支援体制の強化を図る。また、国内のアドバイザー、輸出有望案件発掘専門家、海外コーディネーター等によるバッテリー体制を構築し、従来のサプライプッシュ型の市場開拓支援に加えて、海外市場における輸入案件情報(日本側から見れば輸出案件)を成約につなげるダイヤモンドプル型の市場開拓支援を提供する体制を整える。

さらに、日本そのもの又は日本製品・産業に対するブランドイメージの定着と向上は、我が国中小企業等による海外市場の開拓をスムーズに進める上での基盤となることから、経済産業省の「感性価値創造イニシアティブ」(2007年5月)も踏まえ、前年度に引き続いて「感性価値と技術力の融合」をアピールしつつ、日本製品の魅力を訴求する事業を展開する。

係る取組を通じ、中小企業の海外市場開拓をオールジャパンでサポートする際の、中核機関としての役割を果たす。

## ③ 既存事業の見直し

従来から継続的に実施してきている事業については、その成果・効果、廃止あるいは縮小した場合の影響、代替案の有無等を考慮した抜本的な見直しを実施し、機構に対する期待がより強い分野、事業形態へのシフトを加速する。

## (2) 活動方針

上記の基本方針を踏まえ、2009年度は以下のプログラムを実施する。ただし、成果の拡大、予算・人的資源の有効活用の観点に立ち、従来から継続して実施している事業については、基本方針に即した見直しを行った上で、真に必要な事業に限定する。

中小企業の海外におけるネットワーク力の補完と地域のニーズに基づく情報収集・提供の強化、地域の優良企業への重点支援を着実に実行するため、2009年度より「国内外ネットワーク連携強化プログラム」、「海外市場情報提供プログラム」、「地域発海外市場開拓イニシアティブ支援プログラム」、の3プログラムを新たに立ち上げる。

### ① 国内外ネットワーク連携強化プログラム

海外コーディネーターを設置している海外事務所を中核に、日本国内において輸出有望案件発掘専門家、貿易相談アドバイザー、貿易情報センター等が発掘する輸出引き合いの支援体制の強化を図る。

具体的には、海外有望市場において、現地マーケット情報、バイヤーネットワークに精通した人材をコーディネーターとしてリテインし、輸出引き合いに関連する情報の収集と提供、バイヤーの斡旋等のマッチング支援を実施する他、当該市場のニーズ情報を収集し、国内関係者に対して提供することにより、双方向の個別輸出案件の斡旋・成約支援を提供する。

支援対象分野として、従来のインテリア雑貨、食品にとどまらず、機械・機器・部品分野、とりわけ世界的に関心が高まる環境・省エネ関連分野にも着目し、北米、中東、中南米を中心に我が国製品の売り込みを支援する。

また、地域力連携拠点など国内関係機関に寄せられる情報照会に対しても、各地の貿易情報センターを介して積極的に対応する。

さらに、中小企業が不得手とされる情報収集を補完するための各種事業を実施する。具体的には、中東、ロシアを始めとする BRICs 等の新興市場、欧米、アジアといった有望市場を対象として、地域産地、業界団体、経済産業省等の政策当局のニーズを踏まえた海外市場の市場調査の実施と WEB サイト等による調査結果の提供（昨年度まで「日本ブランド発信プログラム」において実施していたもの）を行う。

### ② 海外市場情報提供プログラム

中小企業から成るミッションを派遣し、現地の生のマーケット情報を提供すると同時に、商談会の開催等によって具体的な取り引きの場としても活用してもらう。ミッション派遣にあたっては、必要に応じて他支援機関等とも連携を図るとともに、地域の業界団体等が主催するミッション派遣への協力を行い、地域の中小企業の海外市場開拓支援に積極的に取り組む。

### ③ 輸出有望案件発掘支援プログラム

2008年度に引き続き、全国に15名の専門家を配置し、各地の関係機関の協力も得ながら、機械・部品、繊維、伝統産品・和雑貨、環境・バイオ・福祉、食品の各分野において、優れた技術や製品を持ちながら、経験・ノウハウ・人材の不足等から海外市

場に目が向いていない地域の中小企業を発掘し、輸出意欲を喚起するとともに、発掘した企業の製品特性等に合わせた個別の商談支援を提供する。

さらに、2008年度に引き続き、海外事務所においては、成約効率を高めるためのバイヤーの事前スクリーニング及びモニタリング調査を実施し、本部・大阪本部、各貿易情報センターにおいては、現地商談に随行した職員等による海外市場の動向などについての報告会、成功事例集の作成補助等を行い、各地域に密着した支援及び成果普及活動を行う。

④ 農商工連携（地域産品）輸出促進プログラム

地域産品の海外販路開拓に関しては、地域経済の活性化、地域経済の自立的な発展を目的とする「農商工連携」事業の一環として、これまで以上の支援が求められている。経済産業省、農林水産省等の関係先と連携しつつ、輸出阻害要因を分析して今後の輸出戦略に向けた課題抽出を行う失敗事例等調査などを実施する。

⑤ 販路開拓プログラム（BRICs 等新興市場開拓を含む）

国際競争力と海外販路開拓意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。

東アジアの経済発展、BRICs の高成長と内販市場の拡大、チャイナプラスワンとしての存在感を増すベトナムなど、新興市場が急拡大しており、こういった新興市場への市場開拓支援にも注力して行く。

具体的には、各分野において数多くのバイヤーを集めることで評判が高く、かつ日本製品の大きな消費市場となりうる地域で開催される専門見本市に参加する。繊維分野ではアパレル・テキスタイル等の欧州での専門見本市、デザイン分野においては欧州及び北米市場の高級消費財等の専門見本市を対象とする。また機械・部品分野では自動車や工作機械を対象とした主にアジアにおける新興市場をターゲットとした展示会への参加、開催を行う。

⑥ 感性価値創造展示プログラム

日本政府（経済産業省）は、我が国産業の競争力の強化を目的とした今後の産業政策の柱として「感性価値創造イニシアティブ」を推進している。具体的には日本の強みである「感性、技術力」を最大限活用し、積極的に海外に打って出るための支援を行うとし、このため日本の感性価値創造の海外への発信の必要性が求められている。こういった背景を踏まえ、海外で開催される高いプレステージを誇るデザインが関係する見本市に参加し、日本の感性価値を紹介する。あわせ、感性価値イヤーの最終年度である 2010 年度の事業実施にむけた検討を行う。

⑦ 日本ブランド発信プログラム

2008 年度に引き続き、従来の内需志向型産業分野、あるいは中小企業性の高い製品分野であり、また、我が国のソフトパワーをビジネスにつなげることができる分野として、(イ) コンテンツ、(ロ) 繊維（テキスタイル、アパレル・ファッション）、(ハ)

地域産品（特に新製品・デザイン開発等により新規市場開拓が喫緊の課題であるもの）を対象とする。

具体的には、付加価値の高い日本製品に適応した購買力があり、かつ日本文化に対する理解が一定の広がりを見せる北米、欧州を中心とした海外市場において、現地に拠点を構えるジェトロならではのネットワーキング力、情報収集・発信能力、イベント企画・運営能力を活かした有力見本市における各種イベントの開催等を通じ、当該製品や業界全体のイメージ、認知度を高め、取引機会や販路の拡大につながる事業を実施する。

加えて、ジャーナリスト等の有識者招聘によって、海外の有望市場に我が国の製品、産業の魅力を効果的に伝えるためのネットワークの構築を図る。

#### ⑧ 地域発海外市場開拓イニシアティブ支援プログラム

地方自治体、地域産品の業界団体等による地域発の海外市場開拓イニシアティブに対し、機構のネットワークによる支援を提供する。各地の貿易情報センターを通じて海外市場開拓案件を募集し、相当の効果が期待できるものについて、本部との協議により具体的な事業計画を作成した上で、貿易情報センター主導により事業を実施する。

こうした活動により、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取り組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、全体として2009年度1年間で1万7,520件以上の商談を提供し、分野別の目安を次のとおりとする。

#### 【内訳】

繊維：660件

デザイン（地域伝統産品含む）：6,080件

機械・機器・部品：10,780件

### ●農林水産・輸出促進

#### （1）基本方針

農林水産分野の貿易の振興に資する、輸出促進を中心にした各種施策を講ずる。

#### ① 輸出促進

政府は、日本産農林水産物・食品の輸出額を2013年までに1兆円規模に拡大する目標を掲げている。日本産農林水産物・食品の輸出額は、2005年の農林水産物等輸出促進全国協議会の設立以降、毎年2桁の伸びを示してきたが、2009年10月のサブプライム危機発生以降、急激な落込みを示しており、2008年の輸出額は前年比-0.6%（2008年：4,312億円、サブプライム危機発生以降、10月＝前年同月比-5.2%減、11月＝前年同月比-17.8%減、12月＝前年同月比-20.9%減）となった。

サブプライム危機以降の急激な円高により、輸出条件は厳しさを増しているが、国内では、近年の東アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上や日本食に対する関心の高

まり、輸送手段の高度化等により、高品質で安全性に優れた日本産品を東アジア諸国や欧米諸国に輸出しようとする意欲が高まりを見せている。

また、農林水産物等地域産品の海外販路開拓に関しては、地域経済の活性化、地域経済の自立的な発展を目的とする「農商工連携」促進の一環として位置づけられており、経済産業省や農林水産省等との連携の下、これまで以上の支援が求められている。農林水産物・食品の地域経済に占める役割は大きく、農林水産物等の輸出促進を行うことは、地域経済の活性化に繋がるものである。

しかしながら、日本産農林水産物等は、これまで国内市場に偏重してきた結果、輸出に向けて必要なノウハウの蓄積や海外市場についての情報がまだ不足している状況にあり、従来以上に世界市場の動向に注意を払いつつ、今後の輸出戦略を策定する必要がある。

昨今の深刻な経済不況の影響を受け、日本産農林水産物・食品の輸出促進についても厳しい状況が予想されるが、上記の課題に対応すべく、農林水産部では、日本産農林水産物・食品のより積極的な海外市場への展開を目的として、東アジア諸国や欧米諸国に対する輸出促進に取り組むほか、これまで日本産品の認知度・浸透度が低かったロシア等の旧共産圏諸国、それに湾岸産油国においても、優れた日本産品を展示会やセミナー等を通じてPRしていくものとする。

## ② 調査

サブプライム危機発生以降の深刻な経済不況を踏まえ、海外への日本産農林水産物・食品の輸出促進に当たっても、海外の有望市場、市況等についての迅速な情報収集が必要不可欠であり、調査手法も活用して有機的に輸出促進を図る必要がある。

一方で、輸入農産物の残留農薬問題やBSE発生等により、食の安全性に対する国内の関心は高まっている。また、農業生産管理手法（GAP）、HACCPなどの認証制度が広く取り入れられつつあり、食の安全性確保、認証制度等への関心も高まっている。

更に、最近落ち着きを取り戻しつつあるとはいえ、昨今、世界市場における穀物価格が高騰するなど、農林水産物・食品の需給動向を的確に把握していく必要がある。こうした状況に対応すべく、食の安全性、認証制度、農林水産物等の需給動向、日本産農林水産物・食品の輸出促進に資する情報を迅速に収集していくものとする。

## (2) 活動方針

### ① 食品販路開拓事業

農林水産物を含めた食品の輸出促進に積極的に取り組む。特に所得向上の著しいアジア諸国、日本食ブームの広がる欧米先進諸国、新興国等への日本食品の輸出促進を農政局等の組織、団体とも密接な連携を図りつつ、展示会への出展やミッション派遣、商談会等を通じて支援していく。

### ② 農商工連携事業

地域産品の海外販路開拓に関しては、地域経済の活性化、地域経済の自立的な発展

を目的とする「農商工連携」事業の一環として、これまで以上の支援が求められている。このため、ミッション派遣やコーディネーターリテイン、アドバイザー等によるコンサルテーションを実施する他、以下の（イ）（ロ）の調査を実施する。

（イ）不成功事例等輸出阻害要因調査

経済産業省、農林水産省等の関係先と連携しつつ、日本国内の輸出者（商社、卸売企業、協同組合等）や海外輸入者（輸入業者、卸売・小売業者）を通じ、農林水産物・食品の販路開拓が進展しない理由や輸入実務・マーケティング等の各段階での諸問題を把握する。

（ロ）試験輸出

経済産業省、農林水産省等の関係先と連携しつつ、消費市場の拡大が見込まれる新興国を対象に、日本産農林水産物・食品の試験輸送や関連調査を実施し、輸入関連制度とその運用実態、更に物流事情を解明し、輸出促進に向けた具体的な課題を抽出する。

③ 東アジアへの日系進出企業支援

中国及びアセアンに進出している日系食品企業を支援すべく、海外連絡協議会を開催し、日系企業が直面する事業運営にあたっての問題点や課題をヒアリングし、日系企業のビジネス環境の整備に努める。

又、日系進出企業の調達面での環境整備を図るべく、食品衛生セミナーや日系企業の商習慣についてのセミナーを開催する。その他、各種業界団体からなる知財権ミッションを中国に派遣し、商標権の取り扱い等につき、政府機関及び弁護士事務所よりヒアリングを実施し、今後の対策に役立てる。

④ 農林水産の調査に係る情報提供事業

収集、整理した情報を広く一般に普及すべく、Food & Agriculture や海外の食品産業、アグロトレードハンドブック等を活用し情報提供すると共に、タイムリーなトピックについては、セミナー等を開催する。

こうした活動により、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取り組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、食品・農水産品分野において2009年度1年間で1万1,542件以上の商談を提供する。

## **〔2〕 在外企業支援**

### **（1） 基本方針**

① 我が国産業にとって、アジアや新興国等、「50 億人」市場での事業展開の強化が、人口

減少下での安定的な経済成長のために不可欠と考えられている。日本企業の海外活動を促進し、持続的な経済発展を実現するためには、オープンかつシームレスな国際事業環境を整備することが重要である。このため、我が国政府は、関税の撤廃・削減のみならず、貿易の円滑化、投資、知的財産保護等の制度整備、ビジネス環境整備など包括的な経済連携協定（EPA）の締結を東アジア各国との間で推し進めている。一方、世界経済の後退が急速に深刻化する中、海外ビジネスを展開する企業は様々な困難に直面している。このような背景のもと、機構は政策実施機関として、中小企業を中心とする進出日系企業の事業環境の整備、事業の円滑化、事業再編等への取組、新規市場開拓への取組を強力に支援する。具体的には、日本企業が直面する諸問題を解決するため、進出日系企業の「駆け込み寺」として、法務、労務、税務等の経営上の課題にワンストップで対応するほか、日本企業が直面する課題が政府間協議などを通じて改善されるよう、我が国政府に対して積極的に情報提供・提案を行う。

- ② 模倣品・海賊版などニセモノによる日本企業の被害は、中国をはじめとするアジアから、欧米先進国、中東、中南米、ロシアなど各国へ広がっている。ニセモノは企業が本来得るべき利益を奪うのみならず、適正な国際競争をゆがめ、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、さらには安全を損ねる恐れがある。世界各地で拡大するニセモノ被害に対し、機構は日本企業を被害から守り、抑止力の向上を図るべく事業を展開する。特に、進出日系企業、政府、内外の知財保護団体と連携し、日本企業が有する知的財産が海外において不公正な扱いを受け、不利益を被ることがないように、事業環境の整備に優先的に取り組む。政府の「知的財産推進計画」で機構担当と位置づけられた諸課題を着実に実行する。特に、中小企業に対しては、ニセモノ被害の予防と自力救済の支援に力を入れる。
- ③ これまで主として内需に依存してきた小売・流通業やサービス業、地域の中小企業等が市場開拓のための国際展開を志向しつつあることを受け、政府や各支援機関等とも連携を深めつつ、海外での情報提供体制を整備する等、これら企業の国際展開の円滑化に向けた支援に取り組む。
- ④ BRICs として注目されるインド等新興国や資源国は、近年著しい経済成長を見せており、新たな市場開拓の観点から輸出先、投資先として日本企業の関心が高まっている。今後、中長期的にはこれら新興国等が日本企業にとって海外事業の主戦場となることを考慮し、これらの国々におけるビジネスチャンス・リスク情報を的確かつタイムリーに提供するための事業展開を行う。

## （２） 活動方針

上述の基本方針を受けて、各地域で在外企業支援に関する事業を実施していく。

- ① 海外進出日系中小企業等の活動円滑化支援  
(イ)世界的景気後退に直面する日本企業を強力に支援するため、特に事業再編等に係る情報提供に注力し、アドバイザー、法務・労務・税務リテイン、BSC等の各事業ツールを

有機的に連携し、進出日系企業を総合的に支援する。事業実施に当たっては、日本企業の製造拠点が最も多い中国を最重点とし、併せて経済成長が著しく、企業の進出や関心の高いタイ、その他新興国での事業展開を重点とし、我が国企業の事業活動円滑化に向けて積極的に取り組む。

- (ロ)「世界に開かれた国づくり」に向けて、経済連携が加速される中、政府が掲げる EPA 締結国との貿易額の全体に占める割合を 2010 年に 25%以上とするという目標（経済財政改革の基本方針 2008 より）を達成させるためにも、二国間、多国間 EPA を活用した国際展開促進に向けた活動に力を注ぐとともに、EPA 締結国との間で開催されるビジネス環境整備小委員会の活動に積極的に取り組む。
- (ハ)一定規模以上の進出日系企業数がありながらも、現地ビジネス環境が未整備である国々においては、法務、労務、税務等の経営上の課題に対する個別相談や情報提供を行うほか、日系企業が抱える問題点を集約し、現場レベルでの現地政府への提言また政府間協議を通じた改善要求を行うための我が国政府への情報提供・提案を行うなど、現地ビジネス環境の改善に資する活動に取り組む。
- (ニ)アドバイザー配置や BSC 設置は企業ニーズや体制、相手国政府との関係等を勘案し随時見直していく。
- (ホ)我が国製造業及び進出日系企業の円滑な部品・部材調達に対するニーズが引き続き高いことから、逆見本市開催等によりこれら企業のビジネス支援を展開する。

## ② 知的財産保護事業

- (イ)日本企業の海外における知財保護活動を支援するため、政府受託予算を活用しつつ、以下の対策を講じる。(i)海外でのニセモノ対策に不慣れな中小企業などを対象に模倣品・海賊版対策の基礎情報を提供する。昨今、企業や自治体等の関心の高まっている中国等における商標の「抜け駆け登録問題」については、セミナーでの情報提供や独自資料の配布等に対応する。(ii)法務、知財担当セクションを持つ企業を対象に、海外での知的財産保護について実務情報を提供する。(iii)国内外において、知財に係わる相談に対応する。(iv)日本企業の知財保護への取組強化を支援するため、国内においては、引き続き国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) およびコンテンツ海外流通促進機構 (CODA) の事務局を担うとともに、官民一体となった知財保護活動に取り組む。また、2007 年度にスタートした国内 IPG の支援対象を中堅企業（従業員・資本金規模が中小企業基本法第 2 条の定義に入らず、かつ大企業でない企業）にも広げ、その活動を強化する。海外においては、現地事務所を中核に進出日系企業を組織化した知的財産問題研究グループ (IPG) 活動を引き続き積極的に展開する。併せて、中国などの既存の IPG と新設 IPG のネットワーク連携の強化を図る。(v)中小企業が海外で権利を有する知的財産の侵害実態調査事業（助成事業）の利用拡大を図る。
- (ロ)上述 (イ) のうち、(iv) については、IIPPF と海外 IPG との連携を強化し、日本企業の意見を当該国の法律・条令等の改正に盛り込めるよう相手国政府への働きかけを強める。法執行能力の向上を目的とした協力事業を権利者、現地 IPG と連携し強化する。CODA が進める海賊版対策事業においては、従来からの著作権侵害、違法営業対策等に加えて、CJ マークによる権利行使、摘発を強化する。

(ハ)このほか、全米商工会議所、ビジネスヨーロッパなどをパートナーとした日米欧民間団体の連携に引き続き取り組み、中国対策等におけるベストプラクティス情報の共有、要請事項の調和等による成果向上に取り組む。

### ③ 新興国等への展開支援

(イ)中堅・中小企業などの関心は高いが独自の情報入手が困難な東アジア、新興国等の投資環境に関する情報ニーズに対応するため、ミッション派遣、投資セミナー開催などを通じて最新の情報を提供し、進出検討中の日本企業を支援する。ミッション派遣にあたっては、必要に応じて他支援機関等とも連携を図るとともに、地域の業界団体等が主催するミッション派遣への協力を行い、地域の中小企業の国際展開支援に積極的に取り組む。これらの事業実施にあたっては、海外調査部やアジア経済研究所との連携を図る。

(ロ)海外進出日系企業による新興市場等への展開を支援するため、東アジア、中東欧、中東、中南米等を対象として、現地でのセミナーやミッション派遣、ビジネスマッチングのための商談会の開催などを行う。

## 〔3〕 国際的企業連携支援

### (1) 基本方針

資源・エネルギー価格の高騰や新興国の台頭などの国際環境変化、さらに地域経済を取り巻く厳しい国内情勢などの内外の状況に対応し、我が国経済および産業が持続的成長を達成していくためには、次世代を担う新産業の創出・強化を進め、高い国際競争力を有した経済産業構造を構築することが不可欠である。こうした新しい産業分野での国際競争は高度で複雑なだけでなく展開のスピードも求められ、一国一企業単独の活動では対応に限界があるため、国境を越えた産・学・官・地域等との連携を強化し、活動を加速化させることが必須となっている。こうした国際的企業連携のための支援を進める際の方向性としては、以下の3つの軸を見据えた対応を考えることが必要である。

第一に、地域の国際展開支援である。地域経済が活力を取り戻すためには、企業、研究機関、大学などからなるクラスターをコアに地域でイノベーションを推進するとともに、国際市場をターゲットにした国境を越えた活動が不可欠である。すなわち、地域と海外のクラスターが直接交流し国際企業連携を促進することで、地域の活性化に繋げるという視点である。

第二に、イノベーションの推進支援である。新たな経済産業構造の構築、経済成長の新たな推進力確保のためにイノベーションが不可欠な事はいまでもなく、特に、波及効果の大きいバイオ、ICT等のハイテク分野を中心とするベンチャー等の中小企業の活動がその鍵を握っている。イノベーションを加速するためには国際的アライアンスが不可欠であり、商談会でのマッチング支援、海外市場への展開支援などの形で中小企業を支援し、将来の新産業育成に繋げることが極めて重要である。

第三に、環境・エネルギー分野への対応である。持続可能な経済成長を達成するためには、

地球環境問題にみられるような環境・エネルギー制約の打破が必要である。そのためには、日本の優れた環境技術、省エネ機器などの国際展開を念頭におき、アジアの各国、エネルギー効率改善の余地が大きい欧米諸国などの展示会・商談会を活用したアライアンス形成の支援を行うとともに、日本の機器・プラントの国際展開にも繋がる経済協力案件の形成、資源・エネルギー権益の確保につげるための産油国等との関係強化等も視野に入れたインフラ整備等支援など、様々な手段を活用した多層的な展開が求められる。

これら3点については、それぞれが独立したものではなく、相互に関係が深い。政府の関係施策も踏まえつつ、関連する政府・業界等からの委託事業をも活用しながら、ジェトロ内各部、関係他機関とも連携し、機構が持つ国内外ネットワークをフルに活用しながら実施する。

## (2) 活動方針

上記3点を基本的な軸とした上で、大きく以下の5分野のプログラムを考える。具体的な手段としては、各地域での主要展示会等への出展・商談会等を通じ、最終的なアウトカムである具体的な企業連携案件および新規事業の創出を念頭におき事業展開を行う。事業の実施に当たっては、政策ニーズ、産業界等のニーズを踏まえ、機構に期待される役割、事業の具体的な効果を考慮しながら、当該分野における関係省庁・業界団体、関係機関等との連携のもと事業を推進するとともに、機構が将来取り組むべき新たな産業分野や事業活動の萌芽の育成を積極的に図る。

なお、個々のプログラムの実施に際しては、その効率的な実施を図るとともに、事業間の連携を常に考慮しプログラム間の相乗効果があがるよう工夫する。

### ① 地域間交流支援プログラム

我が国には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ連携パートナーや販売先が国内に限定されているため、国際市場への展開が出来ていない中小企業群が各地域に存在する。地域活性化という観点からは、中小企業の集積地が、例えば当該地域の研究機関や大学などとも連携して地域発のイノベーションを進めるとともに、国際市場への展開を図ることが強く求められている。機構は、その海外情報・ネットワークを活用し、これら中小企業の集積地が海外の集積地との間で産業交流（例：専門家による調査、ミッション派遣、有力企業招聘等）を行い、企業間の国際連携促進や新たな製品・サービスの開発などの新産業創出を目指す取組への支援を行う。こうした支援を通じて、地域が直接海外のパートナーや国際市場を意識し、地域発イノベーションの推進、地域経済の活性化にも大きく貢献することを目指す。

2009年度のRIT事業では、2008年度に実施している19案件の成果を検証したうえで、案件の継続支援、新規案件の採択を行う。

### ② イノベーション支援プログラム

我が国のイノベーションを推進し新規産業創出の担い手となるのは所謂ベンチャー企業をはじめとする技術水準の高い中小企業である。また、イノベーションが上述の

ように地域の活性化にも大きく寄与することは言うまでもない。そうした我が国の中小企業を支援するために、海外への市場展開や海外企業との技術提携・業務提携を形成するためのノウハウ普及および啓発を目的としたセミナー等を実施するとともに、世界各地のインキュベーション施設等を活用し、海外の中小企業関係者・機関のネットワークへのアクセス支援などの国際展開活動支援を実施する。実施に当たっては、企業ニーズを十分に勘案し、効果的・効率的に事業を推進する。

### ③ 国際アライアンス形成支援プログラム

バイオテクノロジー、ICT、ナノテクノロジー、ロボット関連技術など我が国の将来を支える戦略産業分野において、海外企業との交流促進、双方向での貿易振興、投資交流等を喚起するための国際間産業交流や企業アライアンスの形成支援を、様々な展示会での商談会、セミナー・シンポジウム等の開催などを通じて行う。また、将来の市場拡大と我が国企業の競争力確保、消費者利益などの観点から重要な国際標準の形成に関しても、我が国発有望技術のデファクト標準化を目指すための支援活動を行う。個々の事業の実施に当たっては、政策ニーズ、産業ニーズ、消費者ニーズなどを踏まえつつ、機構に期待される役割、事業の具体的な効果を考慮して事業を推進する。

### ④ 環境・エネルギー関連プログラム

環境・エネルギー関連プログラムは大きく二つに分けられる。第一に、環境・エネルギー関連産業・機器の国際展開支援である。世界経済の持続可能な成長を目指す上で、環境・エネルギー問題は大きな制約条件である一方、各国でエネルギー利用効率の向上、環境対策が不可欠であることを考えれば、日本の優れた環境技術、エネルギー効率の高い機器、新エネルギー技術・機器などに大きなビジネス機会があることも事実であり、今後、急ぎ国際市場への展開を図ることが重要となる。そのため、機構がその海外ネットワークを活用し、展示会などの場を活用した商談会、セミナー開催などを通じた国際展開支援を実施するとともに、途上国に対する日本からの機器・プラント輸出などにも繋がる経済協力案件の形成事業も効果的に活用する。例えば、欧米での省エネ・新エネ関連展示会の活用、中国各地で開催される環境・エネルギー分野の産業展示会での展開などが対象事業となる。途上国との原子力分野における協力も様々な機会をとらえ同様の展開を行う。

なお、2007年末の日中両国首脳の合意を受けて2008年4月から開始した「日中省エネ・環境協力相談窓口」事業に関しても、中国側からの相談を基に、中国各地の展示会なども活用して引合情報を発掘・精査し、最終的に日中間での環境機器、省エネ機器の具体的なビジネスに結び付けることを目指す。

第二に、いわゆる資源・エネルギー外交への貢献である。原油を含む資源価格の高騰を考えると、省エネなど資源利用効率の向上のみならず、供給元国との長期的な関係構築が不可欠である。そうした政策ニーズに対応し、産油国、資源国などとの二国間関係の強化を支援する事業を機構の海外ネットワークを活用して行う。例えば、サ

ウジアラビアとの産業協力フレームワークについては、安倍元総理のイニシアティブで開始されたものであり、相手国のニーズも踏まえつつ、関係機関との連携のもと、調査、セミナー開催、必要性があれば展示会開催などを適切に行う。この他、幅広く、産油・産ガス国やアフリカ諸国をはじめとする資源供給国との関係強化のために、委託調査も活用して地球環境問題の解決や経済基盤整備に資するプロジェクト形成調査を実施するなど、二国間関係の強化を通じたエネルギー・資源の安定供給体制の確保に貢献することを目指す。

#### ⑤ 活動基盤整備プログラム

今後の日本経済の成長に不可欠な新産業創出・強化に向けて、上記①～④のような活動を行い、効果的な産業交流・企業アライアンスの場を提供するためには、国際情勢、政策ターゲット、産業界のニーズ把握等を踏まえて事業立案・運用を行うことが必須条件。

そのため、以下のような基盤活動プログラムを行うことで、様々なニーズに十分に対応したプログラム策定やその具体的執行に結び付けることとする。

- (イ) 研究会、セミナーの運営などを通じた産業界・企業ニーズ、政策ニーズの把握。
- (ロ) 産総研やNEDO等関連機関との連携を通じた技術・政策情報の収集・発信。
- (ハ) 政府や産業界等からの委託調査等も活用した、主要国の最新の産業技術政策、技術開発動向、国際標準動向等に関する情報の収集・発信。
- (ニ) 「科学技術国際フォーラム」の開催支援および科学技術セミナーの開催などを通じた科学技術・産業技術分野等における人的ネットワークの更なる拡大。

こうした活動により、2009年度1年間で6,500件以上の商談を提供するとともに、次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。さらに、国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### 3. 開発途上国との貿易取引拡大

#### (1) 基本方針

- ① 機構は、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場につなげることを目的に事業を実施する。事業の実施に際しては相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや日本企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を編成する。具体的には、(イ) 輸出産業育成、(ロ) 中小企業育成、(ハ) 裾野産業育成支援など社会基盤となる産業育成を支援する。

- ② 日本と東アジア等との経済連携の促進を図るため、日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業及び開発途上国の経済産業分野の制度整備・運用、産業人材育成支援並びに裾野産業育成支援などを実施する。
- ③ TICADIVフォローアップおよび一村一品イニシアティブの更なる発展を目指し、「一村一品」型後発途上国等市場拡大支援事業を実施する。
- ④ 環境・省エネルギー問題に取り組み、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を実施する。
- ⑤ 開発途上国支援機関の連携を進める際に、日本企業及び現地進出日系企業ニーズを把握し、ODA タスクフォース、経済産業技術協力会議などで国別の事業実施や援助方針に反映させる。個別事業実施に際しても関係機関の連携による相乗効果を図る。

## (2) 活動方針

- ① 上記基本方針に則り、平成21年度も事業を展開していく。
- ② 特に、経済統合が進展するアジア地域では、経済連携協定（EPA）交渉で日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業の実施機関としての役割を果たすと同時に、経済連携促進のための制度整備・運用支援等に資する事業を多面的に展開する。また、日本企業のアセアン地域大での活動や域内格差是正に対応するアセアン・ワイド事業（物流円滑化支援等）を継続するとともに、サービストレード支援など先進アセアン諸国の産業高度化などに資する事業にも取り組む。
- ③ また、アフリカ地域に対して、平成21年度は支援を拡充する。平成20年5月、横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、今後5年間に日本が行うアフリカ開発支援の取組を示した「横浜宣言」、同宣言に沿った「行動計画」が採択され、その中で貿易・投資拡大における機構の役割が明記された。これらのことを受け、資源国も含めたアフリカ諸国等に対し、これまでの現地ニーズに基づく製品の普及・啓蒙を中心とした取組に加えて、日本企業の視点による製品発掘・改良・マーケティング支援など包括的な支援を行い、官民連携事業を展開していく。
- ④ 更に、平成19年1月の東アジアサミット「セブ宣言」で提唱され、平成20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）、7月の洞爺湖サミットの主要議題となった環境・気候変動問題に関する議論の中で、開発途上国の持続的な経済成長に向けた日本の支援が表明されていることから、ジェットロも積極的に取り組むこととし、日本企業の環境・省エネルギー分野の豊富な経験と蓄積された技術を活用した事業を展開する。

### 【地域別重点事業方針】

#### <アジア地域>

EPAが発効、あるいは合意に達しているタイ、マレーシア、インドネシア、ブルネイに加え、2008年9月に合意されたベトナムに対し、当該国企業、日本企業双方向でビジネスチャンスが創出されるよう政府間で合意した貿易・投資拡大に協力する事業を実施し、引き続き途上国とのWin-Winの関係構築を目指す。また、日本企業のアセアン地域大での活動に対応する物流円滑化支援など広域事業を実施する。サービストレードについてもアジア諸国と日本の経済連携に向けた新たなビジネス支援分野として、タイなどASEAN先進

国での実施に取り組む。事業実施に際しては、アセアン域内統合の進展を踏まえ、ERIAやアセアン事務局など関係機関との連携を図る。

また、後発開発途上国を中心に、一村一品イニシアチブに基づく輸出産業育成に取り組む。

#### <アフリカ地域>

TICADIVフォローアップおよび一村一品イニシアチブの更なる発展を目指し、アフリカ企業の日本市場におけるビジネス開始・拡大をしていくため、①提案公募型開発輸入実証事業、②専門家によるアフリカ製品のコンサルテーション、③専門家派遣による品質管理・マーケティング指導、④研修員受入れ、⑤日本での専門見本市等への出展支援と④、⑤を組み合わせたマッチング・サポート、を一連のサイクルで事業展開する。また、本事業を通じて日本側ニーズから抽出した課題を当該国政府・関係機関等に対しフィードバックし、インフラ・制度整備の改善を促す。また、空港における一村一品マーケットの実施により、日本の消費者に対するアフリカ等開発途上国製品の啓蒙・普及を行う。

日本企業のアフリカ・ビジネスを支援する観点から、わが国ではあまり知られていないアフリカにおける新たなビジネス動向に関する情報を収集・提供する。また日本企業の投資・ビジネス拡大の障害となっているアフリカ特有の問題に対する対応策を探るために、実験経済学的手法を用いた「実証実験」を企業や関係機関等との連携により実施、その成果を普及し、対アフリカ投資促進とビジネス拡大への貢献をめざす。

#### <中南米地域>

BRICsの一員であるブラジル、日本との経済連携が深化しているメキシコ、EPAが発効したチリを重点国として、貿易・投資拡大に資する協力事業への取組を行う。また、重点国以外の地域では日本の民間企業のニーズも踏まえた新たな有望輸出製品の発掘・現地産業育成に努める。

環境・省エネルギーについては上述の重点3カ国を中心に、日本の優れた省エネ技術、ノウハウ、制度の普及を念頭におき、ビジネスマッチング、現地における制度整備支援を図る。また、ペルー、コロンビアをはじめとして一村一品イニシアチブに基づく輸出産業育成に取り組む。

#### <中東・北アフリカ地域>

中東の産業育成のモデルケースとして、エジプト輸出振興センター（EEPC）の輸出振興プログラム支援事業を継続して実施する。

イランについても、我が国エネルギー政策上の重要国でもあることから、産業育成支援事業を継続して実施する。また、ヨルダンなど周辺国からのイラク・ビジネス支援などを通じて、イラク復興への具体的な貢献も模索していく。

#### <オセアニア地域>

太平洋フロンティア外交を推進する日本にとって、太平洋島嶼国は環境問題等の共

通の課題を持つ重要なパートナー諸国である。島嶼国が経済成長を実現し、持続的開発のために貿易など経済交流の促進を図ることが大切であり、「太平洋・島サミット」の開催に伴い、「太平洋諸島展 2009」を開催する。

こうした活動により、国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、商談目的の事業については 2009 年度 1 年間で 2,090 件以上の商談を提供するとともに、開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

## 4. 調 査 ・ 研 究 等

### 〔1〕 調 査

#### 【調 査】

##### (1) 基本方針

- ① 調査では、第二期中期計画に基づき、海外・国内事務所のネットワークを通じて、地域あるいは世界情勢の変化に対応して迅速かつ機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査する。こうした情報収集・分析を通じて、「経済成長戦略大綱（2008 年 6 月改定）」、「新経済成長戦略（2008 年 9 月改定）」等、国の政策遂行に寄与し、その政策遂行のベースとなる我が国企業の国際事業展開に貢献することに重点を置く。
- ② 我が国企業の事業活動や経営判断に直接役立つ調査を重点として実施する。
- ③ FTA、EPA 等によって形成される広域経済圏や WTO の推進など我が国の通商政策及び環境・省エネなどのビジネス促進に寄与する調査を重点として実施する。
- ④ 機構独自の視点で分析された情報収集・分析の質の高い経済インテリジェンス情報を戦略立案・実行する政策決定者、企業経営者等に対する的確かつ迅速に提供する。
- ⑤ 我が国政府・産業界や相手国政府等に対して経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言等を行う。
- ⑥ 調査結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、政府機関としての中立性と信頼性、広範な海外ネットワークなどシンクタンク、マスコミ等民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材・情報収集に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高める。
- ⑦ 調査成果は、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定者、大企業・中小企業関係者、有識者など各層のニーズ・特性に応じて成果普及を図る。
- ⑧ 通商政策や経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに調査成果を提供することとし、あわせて、国の政策に必要な情報提供に協力する。
- ⑨ 海外情報の収集・分析に不可欠な基盤はヒト(人材)であり、高度な情報分析能力、専

門的なビジネス知識を持った調査担当職員の人材育成（専門家育成）を目指す。

## （２） 活動方針

- ① 世界的金融危機により、経済の後退が急速に深刻化している。特に米国経済の減速は、貿易や金融市場を通じて、他の先進諸国及び途上国に波及している。米国については、2009年1月発足の新政権、議会が打ち出す政策の方向性を見極める必要がある。こうした不安定要因を包含する世界経済の動向を注視するために、(イ) 進出日系企業の抱える主要課題と実務的解決策、(ロ) 農水産物・食品を始めとする日本からの輸出ビジネスが直面する課題と実務的解決策、(ハ) 定点観測的指標、(ニ) 各国の政策動向一覧（雇用対策、保護主義的動向など）、(ホ) 新たなビジネスチャンスの情報、について情報収集・分析を行い、ウェブサイトやセミナーにおいて成果普及を行う。
- ② 「2008年ジェトロ貿易投資白書」で提起したBRICsに加えて関心が高まる新興国16カ国（JETRO-File Increasing-Interest Countries：JFIC16）を新たに拡大する世界の消費市場として捉え、我が国企業の広域的な事業活動や販売戦略等の経営判断に直接役立つ調査を実施する。
- ③ 調査重点国とした新興市場においては、食料・資源確保の観点を踏まえつつ、(イ) ビジネスリスク、(ロ) ビジネスチャンス、(ハ) ビジネスモデル(競合国・企業調査)、(ニ) 経済連携、(ホ) 消費市場について重点的に情報収集・分析を行う。
- ④ アジアについてはERIA支援を重点とし、アジア経済統合の推進に資する調査を行う。
- ⑤ インドについては、我が国政府が推進する「デリー・ムンバイ産業大動脈構想」に関連し、インドの投資環境を調査するとともに、インド政府・産業界と我が国企業との対話の場を設定する。
- ⑥ 中東では、日本と湾岸等中東諸国との産業協力強化の機運を捉え、また、アフリカについては、2008年5月のTICADIVの行動計画を踏まえ、日本と中東・アフリカ貿易・投資促進に資する一層の情報収集・提供の強化を目指す。
- ⑦ 我が国企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「投資コスト比較調査」、「進出日系企業実態調査」、「海外事業活動調査」を実施する。実施にあたっては、情報の精度、付加価値を向上させ、ジェトロオリジナルデータとしての評価を一層高める。これら調査で判明した我が国企業が直面する事業環境上の課題について、当該外国政府に改善を提言する。
- ⑧ 各国の環境ビジネス市場の動向について、各国の制度、市場規模、再生可能エネルギーへの取組等について調査し、日系企業のビジネスチャンスを展望する。
- ⑨ 我が国流通・サービス業の国際展開を支援するため、世界複数都市において、流通・サービス業に関するマーケット情報（売れ筋商品、現地での日系企業の動向等）等を調査する。
- ⑩ FTA、EPA等の早期締結に向けた我が国政府の取組強化に寄与するため、世界のFTA、EPA動向を踏まえつつ、大市場国、新興国・資源国とのEPA、FTA、BIT（二国間投資協定）の締結の可能性について調査を行う。特に、広域経済連携となる「東アジア包括経済連携（CEPEA）」構想、EU・米国等の大市場国及び投資先国、新興国・資源国（特に中東、豪）との経済連携を推進するため、政策官庁等や産業界と連携して、各国の

各国への市場アクセスだけではなく、投資の保護と促進、資源の安定供給、ビジネス環境整備、産業協力等の観点から調査する。

- ⑪ また、交渉段階にある案件については、交渉相手国政府や世論の動向について情報収集・分析する。既に締結された協定については、その活用を促進するビジネス環境整備に資する調査を行い、具体的な活用事例を広く普及する。同時に、各協定の活用実態を検証することで、政策官庁等と連携し、さらなるビジネス環境改善につなげる。
- ⑫ 投資協定については、当面、中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国等を想定されることから、国・地域の異なる発展段階に応じ、対象となる国・地域や我が国企業のニーズを情報収集、分析し、協定交渉・締結に役立つ情報を提供する。
- ⑬ WTO ドーハ・ラウンドの早期妥結に向けた我が国政府の取組を側面的に支援するため、WTOにおける交渉、紛争解決の状況、各国の不公正貿易の状況について情報収集、分析し、その結果を広く普及する。
- ⑭ 2010年に我が国が APEC を主催することを踏まえつつ、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化の取組を総括するため、域内の諸課題等について調査し、その結果を政策提言とする。
- ⑮ 貿易投資白書等を作成し、その調査成果を活用して、世界の貿易・投資に関する UNCTAD との共同研究を引き続き実施する。また、貿易投資白書の成果を英文化し、APEC 等の国際組織・機関の貿易投資促進活動に対する知的貢献を行う。
- ⑯ 海外の政治・経済・産業等を機構独自の視点で分析したレポート（「ジェットロ海外情報」）を作成し、政策決定者や企業経営者向けに提供する。
- ⑰ 農林水産物については、特に輸出促進の観点からアジア諸国をはじめとする地域的な視点により、海外有望市場調査を強化する。日本の食料貿易の主要相手国における需給動向・貿易制度等の調査を行うほか、食料調達先国については、食の安全確保状況に関する情報を入手する。また、農林水産省、業界団体等からの受託により、海外の農林水産物の生産・価格・農業施策および貿易動向に関する調査を行う。
- ⑱ 経済産業省、業界団体等からの受託調査については、機構の専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるか、サポート体制（人員、コスト）、優先度を勘案し、機構全体の方針に沿って応札を検討する。
- ⑲ 世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース（「国・地域別情報」）として取りまとめ、ホームページを通じて広く公開する。アクセス件数（ページビュー）は年間 800 万件以上(\*)とする。（\*）「基礎データ・制度情報・統計」、「調査レポート」、「投資コスト」、「貿易投資相談 Q&A」の合計。
- ⑳ 「通商弘報」（日刊）、「ジェットロセンサー」（月刊）、「ジェットロ貿易投資白書」（年刊）、「アグロトレード・ハンドブック」（年刊）の定期刊行物やセミナーを通じた情報提供は受益者負担を原則とする。これらの定期刊行物の購読者やセミナー出席者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を8割以上とする。
- ㉑ 顧客が求める情報（ニーズ）に応じた情報収集・分析を行うため、国・地域別情報や通商弘報のログ分析、セミナーの CS 調査、TIC（貿易投資相談案件 DB）、日々の問合せ、

機構利用者のアンケート結果等によって、我が国企業の情報ニーズを把握し、それを情報収集・分析に反映させる。

- ⑳ 情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)として、(イ) わが国政府の政策実施に貢献した事例、(ロ) わが国企業がビジネスに結びつけた事例、(ハ) 情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、(ニ) マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例を収集する。
- ㉑ ミッション派遣、大型展示会開催などの機構の重要事業実施にあたっては、関連する国・地域の貿易・投資・産業情報を取りまとめ、参加企業に情報提供し事業成果に貢献するとともに、通商弘報、セミナー、シンポジウムなどを通じて幅広く普及する。

### 【情報提供】

- (1) 情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、調査結果を講演会・セミナーを通じて成果普及する。
- (2) 重要な情報収集・分析結果については、記者発表、資料配布等を通じて、メディアを通じた情報提供を行う。
- (3) 業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、機構の情報収集・分析結果の重要な情報提供手法として捉え、原則として業務の一環として対応する。
- (4) 情報感度の高い中小企業関係者を通商弘報、ジェトロセンサー等、既存の媒体を有効活用して取り込み、経営判断に資する情報を提供するとともに、情報ニーズ把握のためのネットワークとして活用する。
- (5) 出版物：定期刊行物として、「通商弘報」(ウェブ+メール)、「ジェトロセンサー」、「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」を制作・販売する。「通商弘報」は、原稿入稿から記事掲載までの時間短縮を引き続き図っていく。特定テーマの情報収集・分析結果は単行書(有料出版)を通じた普及を目標とする。単行書作成にあたっては採算性を重視し、オンデマンド出版も活用する。
- (6) メールマガジン：「American New Policy」(米国)、「ユーロトレンド」、「ロシア・CIS情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」(中南米)、「中東アフリカ・メールニュース」を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供する。これらメールマガジンを通じた我が国企業とのネットワーク構築を検討する。「ワールド・インフォトレイン」は、通商弘報や出版物の販促と同時に広告掲載媒体として活用を図る。
- (7) ウェブサイト：月間 200 万人前後のサイト訪問者数があり、機構としては映像メディアと並び、最大級のメディア。上記のメルマガやテレビ放送、出版等との効果的な連携を図り、情報提供力を強化する。
- (8) データベース：「国・地域別情報」(「貿易投資相談 Q&A」を含む)、「J-messe」等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。なお、J-messe は 08 年度に民間競争入札を実施し、09 年度以降はより効率的な運営を目指す。

- (9) 映像媒体「世界は今」：機構の諸活動を通じて収集・分析した情報に基づき、国際ビジネス情報番組（15分/週）を制作し、TV およびインターネットを通じて毎週放映する。番組情報を通じて、機構の潜在的顧客拡大を目指す。

## 〔2〕研究

### 【開発途上国研究】

#### (1) 基本方針

第二期中期計画の重点研究分野である「中国」、「インド」、「東アジアにおける地域統合」、「貧困削減と開発戦略」に関する研究について、2009年度も引き続き重点的に資源を投入し政府・産業界・学界等の各層ニーズに幅広く対応する。

また、「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点を置き、アジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究を実施する。最近の世界経済情勢の悪化に伴って、現在海外展開を行っている、あるいは今後海外進出を考える企業からの支援の期待の高まりに応えるべく、「緊急海外ビジネス支援対策」の一環として、機動的に研究・分析を行う。

さらに政策ニーズが高い日中韓 FTA 共同研究に本部、関係省庁等と連携して取り組むとともに、「東アジアにおける地域統合」を推進するための政策提言を行うために設立された東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への支援、連携を行う。

なお、世界最先端の理論研究を押さえながらも、引き続き、現地研究に軸足をおき、世界水準の研究を追求するために、英文発信の充実、国際機関、国内外の大学・研究機関、研究者との研究交流促進及びネットワークの強化を図り、研究の質の向上と研究所のプレゼンスの強化につとめる。

#### (2) 活動方針

##### ① 重点研究

##### (イ) 中国総合研究

中国は、アジア、世界経済における存在感を高める一方で、中国国内においては急速な経済発展に伴う種々の問題が顕在化している。研究所は、中国自身が抱える問題の実態を分析し、今後の経済発展、政治変動に関する中長期的な展望と、内在するリスクの評価を試みる。

(具体的研究課題)

- ・ 転換期の中国：経済成長と政策決定のダイナミクス
- ・ 中国とインドの産業発展過程の比較研究

##### (ロ) インド総合研究

インドは安定した経済成長を遂げてきた一方で、地域格差が拡大し、後発地域では依然として貧困が深刻な問題となっている。格差の拡大やグローバル化がもたらす急速な変化によって、政治問題や社会問題も生じている。今年度は経済成長の諸条件と

グローバル化に伴うインドの国際関係の変化に焦点を当てて分析する。

(具体的研究課題)

- ・ 包括的成長へのアプローチ：インドの挑戦
- ・ 現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索

#### (ハ) 東アジアにおける地域統合

東アジアでは、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結が進み、制度と実態の両面で経済統合が急速に進展している。統合に伴う貿易や投資の自由化は、アジア地域全体の経済成長を加速する一方、域内諸国間や国内地域間、外資系・国内企業間の格差を助長することが懸念されている。研究所は、域内の産業・貿易構造の変化や部品調達網の展開、産業集積形成等に注目し、地域統合に伴う諸問題を多角的に分析する。

(具体的研究課題)

- ・ アジア産業クラスター形成と地域統合
- ・ CLMV 諸国における経済統合と産業立地の変化

#### (ニ) 貧困削減と開発戦略

開発途上国における貧困削減に長期的視野を持って取り組むためには、新しい制度的枠組みと貧困削減という政策目標とを密接に関連づけることが必要である。その上で、これまでの貧困削減の議論から取り落とされがちであった障害者や高齢者といった社会的弱者に注目し、開発戦略と社会保障制度について分析する。

(具体的研究課題)

- ・ 新興諸国における高齢者の生活保障システム
- ・ 開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から
- ・ 後発開発途上国の開発戦略
- ・ 南アジアの障害者当事者と障害者政策：障害と開発の観点から

#### ② 経常研究

経常研究は中期計画の期間を越えて研究所が継続して実施してきた研究事業である。基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、国際産業連関表の作成と利用、貿易統計データベースの維持などを引き続き実施する。

(具体的研究課題)

- ・ アジア諸国の動向分析
- ・ 2005年国際産業連関表の作成と利用
- ・ 貿易指数の作成と利用（V）

#### ③ 基礎研究

①②のほか、基礎研究は「企業の成長と産業の発展」「貿易と資本移動」「開発とガバナンス」及び「食料と環境」に関するテーマを優先しながら実施する。引き続き研究者個人の執筆能力の向上を目的とした個人研究を大幅に拡充し、内外の著名ジャー

ナルへの単著論文の投稿等を促す。

(イ) 企業の成長と産業の発展

グローバリゼーションの進展とともに、東アジアや BRICs 諸国などの新興工業国企業が国際的な分業ネットワークに占める地位は、着実に上昇しつつある。これらの国々では、産業集積の形成が競争力の一層の向上に結びつく傾向も広く観察される。一方、中東・アフリカ諸国では、市場制度の未整備や政府の失敗など様々な要因が、現地企業の成長や産業集積の形成を制約し、経済発展を牽引する自立的なダイナミズムの創出を妨げるケースが少なくない。本テーマでは、グローバリゼーションとそれに伴う世界的な経済変動の連動性の高まりなど急速な環境変化の下で、開発途上諸国の現地企業の成長と産業の発展を左右する諸要因の解明を目指す。

(具体的研究課題)

- ・ 中東における民間企業の成長と課題
- ・ 経済成長下におけるアフリカ企業
- ・ 21 世紀のファミリービジネス: メキシコの事例
- ・ イスラーム金融のグローバル化と各国の対応 等 11 課題

(ロ) 「貿易と資本移動」

経済発展を目指す開発途上諸国は、これまで先進国からの直接投資を積極的に受け入れ、多国籍企業のグローバルな生産・貿易ネットワークに組み込まれてきた。また、金融グローバル化の流れに乗って先進国との金融取引を強化する動きも見られた。しかし、昨今の世界的な金融危機により、開発途上国も貿易・金融の双方に渡る深刻な悪影響を免れない情勢である。本テーマでは、開発途上国を巡る貿易や資本移動の動向と課題を探る。

(具体的研究課題)

- ・ 国際資本移動と東アジアの新興市場諸国
- ・ 東アジアの経済統合: 理論と実際 等 4 課題

(ハ) 「開発とガバナンス」

開発論の分脈で、ガバナンスとは、民主主義、行政機能、汚職抑制などからなる総合的な統治能力を意味する。これまでの研究では、良好なガバナンスは経済成長を促進するが、経済成長は必ずしもガバナンスを向上させないと言われている。本テーマでは、第1に、ガバナンスが開発に与える影響について、多様な統治主体や政策を取り上げて検証する。第2に、ガバナンスの質を高めるための政治・社会的条件を考察する。

(具体的研究課題)

- ・ 新興民主主義の安定
- ・ アフリカ・中東における紛争と国家形成
- ・ 東アジア地域主義における台湾、香港の参加問題
- ・ 開発途上国における財政運営上のガバナンス問題 等 11 課題

## (二) 「食料と環境」

近年、食料価格が大きく騰落し、開発途上諸国に大きな影響を与えている。また、農業自体も開発途上国経済にとって様々な意味で重要部門であり続けている。他方、地球温暖化問題が深刻化する中で、開発途上国でも環境への関心が高まり、各国は同問題への対応を迫られている。このように食料や環境問題が注目されるに至っているが、その影響も地域や産業によって様々である。本テーマでは、国境を越えて連関するこれらの問題が開発途上諸国に及ぼす影響を分析する。

(具体的研究課題)

- ・ 「食料危機」と途上国におけるトウモロコシの供給体制
- ・ 経済開発過程における環境資源保全政策の形成
- ・ 中国の水汚染問題解決に向けた流域ガバナンスの構築－太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の実験－ 等5課題

## ④ 政策ニーズに応える研究

政策ニーズの高い次のテーマについて本部等と連携を図り研究に取り組む。

### (イ) 「対アフリカ投資誘致型実証事業（政策経費）」

アフリカにおける新たなビジネス動向に関する情報を収集してデータベース化し、アフリカ・ビジネスモデルを構築する。また、日本企業にとって投資・ビジネス拡大の障害となっているアフリカ特有の問題への対応策を作成して提言するため、企業および関係機関と協力しつつ実験経済学の手法を用いて、従業員や周辺コミュニティにおける「開発実験」を実施する。これによって、進出企業の操業安定化と投資にまつわる社会的コストの削減を図る。

### (ロ) 「日中韓FTA共同研究」

2008年12月の日中韓首脳会談においてとりまとめられた「日中韓行動計画」を受けて、政府要請の政策提言研究として国務院発展研究中心（中国）および対外経済政策研究院（韓国）と貿易の円滑等について共同研究等を行い、その成果を政策提言としてとりまとめる。

## ⑤ 機動・連携研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応するため、機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。本部、大学、外部研究機関や地方自治体等の要望に応じ、双方の知見を生かした共同研究を実施する。研究課題は随時設定する。

## ⑥ 競争的資金の獲得

研究所の基礎研究を充実させるための新たな財源として位置づけ、研究者の研究活動を活性化させるとともに、研究所の競争力を高めるため文部科学省科学研究費補助

金等の競争的研究資金の獲得を目指す。

⑦ 受託研究等

研究資金の多様化を図るため、政府機関、民間企業等からの受託研究を実施する。

⑧ 研究交流の促進

世界最先端の理論研究を踏まえた現地研究を実施とともに、研究の質の向上、研究ネットワークの構築・拡大を図るために、国際機関、海外の大学・研究機関に研究者を派遣する。また、研究交流・ネットワーク拡大のために海外からの研究員、インターシップを受入れるとともに、研究者の学会、国際会議への参加、Global Development Network (GDN) 等での研究発表を奨励し、世界的な発信と研究交流を促進する。また、欧米アジアの主要開発研究機関や有力大学とのネットワーク強化を図る。

⑨ ERIA 関連研究プロジェクト

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を支援するための関連調査・研究プロジェクト等を実施する。

【成果普及】

（１） 基本方針

調査研究の成果普及について、その目的（政策形成過程における政策官庁の選択肢の拡大への寄与、途上国理解の促進、学術水準の維持・向上）、普及対象（途上国研究者、政府、内外経済協力機関、ビジネス界、学生等）に応じて最も適切な手段（出版、セミナー・講演会、ウェブサイト、外部メディアの活用など）を選定して効果的な成果普及を行う。また、本部広報課と連携しながらプレスリリース、CS放送などを通じて「ジェトロ・アジア経済研究所」としての統一的なPRにも努める。貿易・投資を含めた経済協力全般に係る政策立案に直接貢献するため、経済産業省、外務省などの関係官庁、議員等に対する情報提供・講演会活動を積極的に実施する。

（２） 活動方針

① 出版

出版については「世界水準の研究所」にふさわしい質の向上と、幅広い読者層への訴求力向上の双方を見据え、企画・編集・印刷・販売の各工程を見直し、業務のアウトソース化を含めた業務の効率化を図る。

出版物の品質を維持するため、引き続き全ての有料出版物は査読を経た上で出版する。和文単行書では、学術書として定評のある「研究双書」とともに、国内での途上国理解の裾野を広げるため「アジア研選書」（啓蒙書）や「アジアを見る眼」（新書）の出版も充実させる。また必要に応じて外部出版を活用する。

英文単行書は海外出版社からの出版を継続させ、研究成果の海外への普及を拡大させる。

和文、英文機関誌は国内、海外に向けての発展途上国研究のインフラになるべく、

厳格な査読システムの構築、円滑な編集・発刊を目指す。また、和文及び英文機関誌とも外部出版社から電子版を提供することにより、査読雑誌としての知名度をさらに向上させる。

② ウェブサイト等

ウェブサイトは利用者にとってアクセス・閲覧しやすく付加価値の高いものを目指す。2008年度の部分的CMS化により更新の円滑化を計ったことを土台として、2009年度はより機動的な情報発信媒体としての機能を充実させる。具体的には魅力的なウェブサイトづくりのため、統計をはじめとした多様なデータの積極的に公開する。また、研究者のプロファイルの充実、一般利用者にもやさしく読めるコーナー作りなど内容面の充実を図ると同時に、見せ方にも工夫を計る。さらに、研究所が所有する貴重なデータを活用し、産業連関表、貿易統計データなど研究成果のデータベース構築およびシステム開発を支援し、効果的な情報発信・提供を行う。

③ 講演会、セミナー、国際シンポジウム等

成果普及を戦略的に行うため、政府、企業、援助機関、研究者、学生、一般市民など、関心各層に応じた各種セミナーを実施する。国際シンポジウムについては従来の重厚長大型から質実重視型への切り替えをはかり研究成果発表の場所と位置づけ、テーマ・スピーカー等は研究者から広く募り決定していく。国内外での講演会を引き続き行うとともに、経済産業省に対する成果報告、意見交換の場を定例化する。

④ 賛助会員制度

2008年度は、デジタル・アーカイブス（AIDE）への優先アクセス権の付与や図書館貸出を含むサービス改善を行うとともに、入会キャンペーンも実施した。潜在的な需要者の発掘のため2009年度も引き続き全所的な協力を得て会員獲得活動を地方も含めて展開する。会員サービスについても賛助会講演会など付加価値のあるものを増やす。

⑤ 発展途上国研究奨励賞

日本の発展途上国研究の水準の向上と若手研究者の研究奨励を目的に、途上国研究に関する優秀図書、論文を選定、表彰する。また、表彰式にあわせた、受賞者による公開講演会等を行う。

⑥ マスメディアへの露出

2007年度、2008年度では研究者がレギュラー解説者としてテレビ出演する機会をもつことができた。映像による成果普及は文字とともに重要な媒体であるため、引き続きテレビ出演等をつうじた研究成果普及の機会を増やしていくとともに、研究者のプレゼンテーション能力、取材対応能力の向上に向けた研修も実施する。

【開発専門家の育成】

## (1) 基本方針

研究成果の日本および世界への知的貢献の観点から、開発途上国研究に関する研究所の蓄積を活かして、開発スクール（アイデアス: IDE Advanced School）を運営する。特に、我が国を取り巻く最近の環境変化もふまえて、途上国の経済・社会開発に寄与する内外の高度な開発専門家を育成する。

## (2) 活動方針

### ① 日本人研修事業

- (イ) 日本人研修生に対し、海外大学・国際機関等からの海外客員教授による集中講義、座学と実習を組み合わせた授業、著名な講師による授業などを組み合わせた開発専門家育成のための魅力的な事業を実施する。
- (ロ) 開発援助機関の動向の情報収集を行うとともに、日本人研修生へのアンケート調査結果も踏まえ、彼らのニーズに即したカリキュラム編成を行う。また外国人研修生との合同授業を効果的に実施する。
- (ハ) 進学・進路指導を強化するとともに、修了生・援助関係機関等に関するデータベースを整備し、開発関係機関とのネットワークを活用して、奨学金の取得や国際機関・開発関係機関への就職活動のバックアップを積極的に行う。
- (ニ) 研究所研究員、修了生等を活用し、開発問題セミナーおよび都心での専門講座、模擬講義を行うとともに、ホームページでの講義概要、開発の現場で活躍する修了生の活動紹介等を充実させるなど、アイデアス・プログラムの広報を強化する。

### ② 外国人研修事業

- (イ) 外国人研修生に対し、日本の経済発展・開発の軌跡とともに、社会開発、環境問題など日本経済・社会が抱える問題点に関する、授業に加えて、工場見学等のスタディツアーを充実させ、効果的なプログラムを実施する。
- (ロ) 開発関係の研究機関等に属する研究員も含めた CLMV 諸国からの研修生受け入れを促進し、同地域のキャパシティ・ビルディングに貢献する。
- (ハ) 内外の大学・関係機関と連携し、修了生に対し、フォローアップセミナーによる再研修を行い、途上国の経済開発の取組に寄与する。
- (ニ) 修了生の帰国後の現況を調査し、データベースを整備するとともに、海外での活動状況をホームページ等で紹介する。
- (ホ) 海外事務所とも有機的に連携しながら、本プログラムに参加する研修生の選考やフォローアップを行い、各国の開発行政機関、援助関係機関等とのネットワークを強化する。

## 【研究所図書館】

### (1) 基本方針

図書資料の収集、整備、提供と、電子媒体による資料・情報の収集、整備、提供を推進し開発途上国研究のためのインフラの役割を果たすとともに、開発途上国研究専門図書館として積極的に情報発信を行なう。また、質の高いサービスの提供に努め、利

用度の向上と利用者からの高い満足度の確保を目指す。さらに、2009 年度中に官民競争入札を実施する。

## (2) 活動方針

- ① 開発途上国の経済、政治、社会に関する資料・情報を収集・整理し、機構内外の利用者に開放・提供する。その一環として、それらの資料・情報についての書誌的な調査研究を行うとともに、海外での資料・情報調査を実施する。また、電子資料の収集と利用者への提供を進める。
- ② 来館者、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高め、蔵書の利用度を向上させ、中期計画終了年度までに年間4万冊の利用冊数を目指す。このため、開発途上国研究に資する質の高い図書資料の収集に努め、また、タイムリーな広報と新着アラートサービス（雑誌の最新号到着情報・新着資料情報の配信）を進め、図書館相互貸借制度や本部ビジネスライブラリーに設置したサテライトなどを活用しサービスを展開する。
- ③ 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取組を行う。
  - (イ) アジ研デジタルアーカイブスやアジ研学術研究リポジトリなど、電子図書館機能の拡充を進め、ウェブサイト等を利用した図書館からの情報発信活動を積極的に行う。
  - (ロ) 途上国に関する重要な一次資料である統計資料に関しては、統計資料のウェブ版公開など発行形態の変化が進んでいることも考慮しつつ、統計資料の発掘、収集や欠号補充に取り組む。
  - (ハ) 貴重図書を含む一部の図書資料に劣化が見られることから、将来にわたり図書資料を保存し利用者への提供を確保するために、資料劣化調査や書庫環境調査を踏まえ、図書資料の保存・劣化対策を実施する。
  - (ニ) 研究所内外で開催される国際会議などの機会を捉え、研究動向も踏まえつつ、その時々で注目される途上国の問題などに関する資料展示会や関連の講演会を開催する。
  - (ホ) 国立国会図書館、国立情報学研究所、専門図書館協議会等の関係機関・団体と連携し、また、研修やセミナーへの職員の参加を通し職員の地域あるいは分野にかかわる専門性を高めさせ、サービスの向上に努める。
  - (ヘ) 利用者アンケート、ご意見箱、懇談会などを通して、顧客の満足度や利用者ニーズの把握に努め、業務改善に資する。

## 〔3〕 情報発信

### (1) 基本方針

- ① ジェトロは諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用し、ジェトロの調査や事業を通じて、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ② 我が国の東アジア諸国との FTA の拡大や我が国企業の東アジアにおける国際事業ネットワークの進展などから、東アジア経済圏にいかに関与しているかなど我が国のプレ

ゼンスを情報発信する必要がある。一方、米国は APEC や FTA 交渉などを通じて、EU はパートナーシップ協定や FTA の交渉を通じて、東アジアとの関係を強化しつつある。このような状況において、東アジア経済圏をテーマとした情報発信の対象は、東アジアの政府関係者、産業界、学界にとどまらず、欧米も含むこととする。

- ③ 情報収集・分析（調査）と情報発信・提供を一体的に実施する。我が国企業の海外展開などの情報分析結果を海外の政府関係者、有識者、企業経営者等に情報発信し、人脈形成を図り重要な情報源としても活用する。一方、我が国においては、政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメントに応じた情報提供を充実するとともに、情報収集・分析のニーズを把握する。
- ④ 2010 年上海国際博覧会に向けて官民一体による参加準備を進めると同時に、環境問題等の地球的課題の解決に貢献しうる日本の最先端技術を発信し、日中の関係強化を図る。

## （２） 活動方針

- ① 「東アジア・セミナー」を米国（ワシントン）において引き続き開催し、東アジア経済圏における日本の立場・貢献について定期的に情報発信する。
- ② 日本と中国を結ぶ経済イベントとして日中企業間の Win-Win の協力関係を築く交流の場として「日中経済討論会」を開催する。
- ③ 在 ASEAN 日本商工会議所・商工会トップが日系企業の抱える課題や要望を ASEAN 事務局へ伝えるために、スリン ASEAN 事務局長との対話の場を設ける。
- ④ 東アジア諸国からジャーナリスト・有識者を招へいし、我が国有識者との意見交換や企業訪問などを通じ、我が国経済の現状や東アジアにおける経済連携に果たす我が国の役割について理解促進を図る。
- ⑤ インド政府・産業界と我が国企業との対話・情報交換の場を設けるなどして、我が国政府が推進する「デリー・ムンバイ産業大動脈構想（DMIC）に貢献する。
- ⑥ 情報収集・分析結果の英文化による情報発信を充実させる。特に、我が国の EPA・FTA 戦略、我が国企業の国際展開など従来の東アジア経済圏に加え、BRICs 及び他の新興国（JFIC16 等）や APEC 諸国等、より広域な地域を対象とする。
- ⑦ 海外事務所においては、政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、ジェトロの活動、日本の立場・貢献・魅力などについての情報発信に努める。また、情報収集・分析結果、事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。
- ⑧ 本部において、海外事務所の情報発信テーマ等に関するニーズ把握を行うとともに、情報発信素材等の面での海外事務所への支援に努める。あわせて、在日外国プレスへの取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化する。
- ⑨ 2010 年上海国際博覧会に向け、上海センター内に設置した「上海国際博覧会情報センター」を拠点として関連情報を収集し、関心日本企業等へ提供するなど、官民一体での日本の出展への参加準備を推進する。
- ⑩ 海外で開催される主要な展示会にジェトロブースを展開し、我が国の経済、産業、技

術、投資環境等をテーマに、実機、パネル、映像媒体等を活用した情報発信を行う。

- ⑪ 産油国との経済交流を拡大し、エネルギーの安定調達を確保する目的で、引き続き受託展示事業に取り組む。
- ⑫ グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合に理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。
- ⑬ セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケートを行い、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とする。

#### **〔4〕 貿易投資相談**

##### **(1) 基本方針**

- ① 貿易投資相談とビジネスライブラリー業務を通じ、世界経済情勢の変化に合わせ企業の国際ビジネス展開を支援する。貿易投資相談が機構顧客サービスの最前線であることに留意し、相談を通じて把握する企業ニーズの組織内情報共有を図るとともに、高い顧客満足度を目指す。特に景気の急激な悪化に対応した相談業務を実施する。またお役立ち事例の収集・把握・広報に努め、サービスの向上や機構のプレゼンス拡大に資する。
- ② 貿易投資相談の質的向上のため、貿易情報センター等への情報提供支援を行うとともに、本部と地方事務所の職員・スタッフに対する各種研修を実施する。
- ③ 受益者負担を基本とする各種自主事業を実施し、個別ビジネス支援を実施する。ジェットメンバーズは、引き続き新規会員の獲得に組織を挙げて取り組み、その定着を図る。人材育成事業では、貿易実務オンライン講座の受講を促進する等、グローバル化を反映し裾野が広がる貿易実務への関心に応える。

##### **(2) 活動方針**

- ① 貿易投資に関する各種制度情報・市場動向・企業動静・商習慣・統計・関税率等々、ビジネスに直結する情報の収集・整備を図り、企業ニーズに合致した的確な相談に努める。
- ② 相談の約7割を占めるアジアを中心に、貿易投資相談データベース（TIC）の、案件登録、内外事務所との情報共有を定着させ、相談対応の質的向上に資する。登録案件については国際ビジネスや政策形成等に役立つ視点で分析し対外発信を行う。同時に、事業、調査と連携させ、お役立ち事例の創出に貢献する。
- ③ WEBを通じた貿易投資関連情報（貿易投資相談Q&A、規格情報、政府調達情報）の発信は、アンケート結果を基に、コンテンツの改訂、拡充を実施し、アクセス数の増加を目指す。
- ④ 景気の悪化に対応した相談業務を実施するため、引き続き本部に海外ビジネス緊急支援デスク、国内外事務所に海外ビジネス緊急窓口を設置し、法務問題も含めた相談を実施する。加えて、引き続き、国内外において海外ビジネス緊急支援セミナーを実施する。中国相談デスクでは、制度変更等ビジネスに影響を与える情報収集に一層注力

し、対中ビジネスの的確な情報提供・助言を図る。このため国内外事務所関係職員・アドバイザー間の情報共有を進める。インド相談デスクにおいては、現地事務所との情報連携を進め、最新情報を踏まえたビジネス支援を遂行する。

- ⑤ 一層の輸出振興に向け、農商工アドバイザーを積極活用すべく、配置事務所ブロック内の各地域でセミナー・相談会を開催する。また貿易投資アドバイザーが常駐しない貿易情報センターを中心に、巡回個別相談を行う。
- ⑥ 世界でも有数のWEB上の総合的引合い媒体である TTPP において、引合い情報に加え国際ビジネスの関連情報を提供する。また、登録案件の信頼性の向上に一層留意したデータベースの管理・運営を行い、必要な管理ツールの改修を行う。
- ⑦ 経済連携協定（EPA）の関連では、原産地証明の活用等についてウェブによる特惠関税率情報の提供や面談による支援等を行う。
- ⑧ ジェトロを支援する自治体要請に基づく地域貿易投資相談支援事業（情報デスク）を引き続き協力実施する。
- ⑨ ビジネスライブラリーは、組織内利用を筆頭に、日本企業のみならず対日投資を行う外国企業等のニーズを反映した、資料および電子情報の収集・提供を行う。一層の広報活動を通じ利用者の拡大を図るとともにレファレンス機能の強化に努める。官民競争入札（市場化テスト）を行う。
- ⑩ 国際ビジネス具体化支援のためのビジネスサポートサービスの適切な普及を図る。内外事務所のリソース調整を前提に、顧客ニーズを把握し、海外ブリーフィング、ビジネスアポイントメント取得、海外ミニ調査・海外市場調査、研修受託サービス等を実施する。
- ⑪ ジェトロメンバーズは、機構のサポーターであるとの問題意識を踏まえ引き続き新規会員の獲得に組織を挙げて取り組む。また、各種サービスの活用を促進し、会員の定着を図る。
- ⑫ 貿易実務オンライン講座については、従来の「基礎編」、「応用編」に加え、2007年度に開講した「英文契約編」について受講を促進する。会員事業とともに重要な自主事業との位置づけで引き続き自己収入増に貢献する。

以上

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組を行う。

#### 1. 自己収入拡大への取組

今般の行政改革の主旨を踏まえ、自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には受益者負担のための基準に従い受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を満たす事業については積極的に受益者負担を求めていく。

また、委託事業について、国庫予算が縮減傾向にある現状に鑑みれば、引き続き、適切な委託事業の獲得は不可欠である。一方、最近の行革情勢や、総人件費5%削減に伴うマンパワーの減少等を踏まえ、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が活用され、かつ機構の事業目標達成に資するものを優先的に獲得していくこととする。

#### 2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

### Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

### Ⅴ. 短期借入金の限度額

6,677百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受け入れが最大3ヵ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3ヵ月分を短期借入金の限度額とする。

### Ⅵ. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

## Ⅶ. 剰余金の使途

- ・ 職員教育の充実
- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的実施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的実施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

## Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設・設備に関する計画

なし

### 2. 人事に関する計画

#### 職員の専門性の更なる向上

- ・ 第一期中期計画で再構築した研修制度のうち、基礎研修を入構 1、2 年目の職員に対して実施し、英語能力、貿易実務、外国企業誘致、経済基礎、財務・会計、顧客サービスの基礎知識習得を徹底する。また、語学研修生派遣を通じ、若手職員の特殊語学能力の向上も目指す。さらに職員の研修ニーズを把握した上で、組織で必要とされるスキルの向上に資する研修メニューを拡充する。
- ・ 基礎パス研修を終え、マネジメント職コース、専門職コースを選択した者に対し、マネジメントスキル向上、特定の地域・国についての知見蓄積、貿易実務・投資実務能力向上等を目的とした能力開発講座を実施する。さらに、経理・財務等の科目が履修できる大学院等への職員派遣を通じ、業務別の専門家・実務家育成を図る。
- ・ 研究職員については、現地語研修や現地調査を通じて、インタビュー方法の習得や現地機関・研究者とのネットワーク構築を促進させるとともに、その後の海外研究員派遣制度で、研究の深化のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。
- ・ 一方、学問的な知見の蓄積を得るため、理論研修の実施、研究所での有志勉強会および国内大学院博士課程通学支援等を通じて博士号取得を積極的に支援する。

以 上

## ○予算（平成 21 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	23,319
国庫補助金収入	2,628
受託収入	8,277
うち国からの受託収入	8,083
うちその他からの受託収入	194
業務収入	5,691
その他の収入	306
計	40,220
支出	
業務経費	30,225
受託経費	7,936
一般管理費	2,059
計	40,220

## ○収支計画（平成 21 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	40,028
經常費用	40,012
業務経費	29,575
受託業務費	7,936
一般管理費	2,025
減価償却費	477
財務費用	15
臨時損失	0
収益の部	40,059
運営費交付金収益	22,914
国庫補助金収入	2,628
国からの受託収入	8,083
その他からの受託収入	194
業務収入	5,691
その他の収入	89
資産見返負債戻入	254
財務収益	207
臨時収益	0
純利益	31
目的積立金取崩額	0
総利益	31

○資金計画（平成 21 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	41,448
業務活動による支出	39,558
業務経費	29,596
受託業務費	7,936
その他の支出	2,026
投資活動による支出	457
財務活動による支出	212
翌年度への繰越金	1,221
資金収入	41,448
業務活動による収入	40,003
運営費交付金による収入	23,319
国庫補助金による収入	2,628
国からの受託収入	8,083
その他からの受託収入	194
業務収入	5,691
その他の収入	89
投資活動による収入	1,050
財務活動による収入	216
前年度よりの繰越金	179